

事業主の皆さまへ



労働災害が増加しています！

労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計すると、労働者の

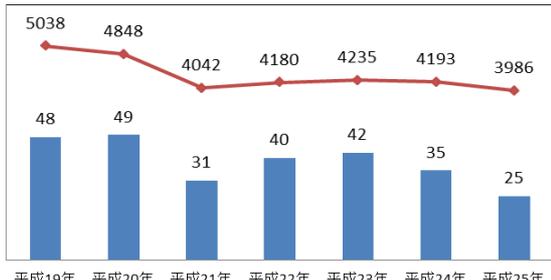
約 22% が通路などにおける 転倒災害で被災しています

労働災害防止対策の徹底を！

静岡県内では労働災害が、平成22年、平成23年と連続して増加し、平成24年と平成25年においては減少に転じたものの、本年5月末時点の暫定値については対前年比5.6%(68人)増加しております。

労働災害はいかなる経済情勢下にあっても本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害の防止のために企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくとともに以下の取り組みを徹底してください。

労働災害発生状況



	H25年5月末	H26年5月末
死亡者数	11人	14人
死傷者数	1223人	1291人
死傷者数は前年同期比 5.6%増加		

資料出所：労働者死傷病報告

労働災害防止対策（事業場における実施事項）

- 作業場の通路等は、つまづき・すべりなどの危険のないよう、安全通路等を確保しましょう。
- 雇入れ時、作業内容変更時には教育の実施、各種教育を確実に行いましょう。
- 毎月1回、次のことを実施しましょう。
 - 事業主、安全衛生責任者による職場巡視
 - 作業員からのヒヤリ・ハット事例の報告・集約
 - 安全衛生委員会等の開催
 - 職場ごとの安全ミーティングの開催
- リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき所要の対策を講じましょう(経営管理の一環として、適正なマネジメントの実施)
- 整理整頓の徹底を図りましょう。

主な業種別の対策については裏面をご参照ください。

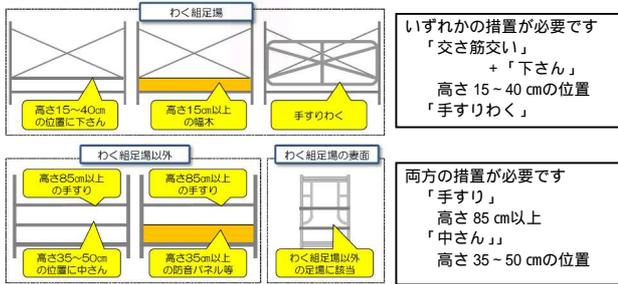


メンタルヘルス対策及び受動喫煙防止対策を積極的に取り組みましょう

建設業における労働災害防止対策

建設業においては、墜落・転落災害が最も多く発生し、特に足場、はしご等（はしご、脚立）からの墜落が多く発生しています。

労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう。



はしごが動かないように固定しましょう。
安全帯、保護帽を使用させましょう。
ドラグ・ショベル（バックホウ）など車両系建設機械との接触等は重篤な災害につながります。立入禁止措置又は誘導者の配置を確実に行いましょう（誘導者とは交通誘導者のことではありません！）

製造業における労働災害防止対策

製造業においては、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

はさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、使用する機械に安全ガード（覆い、ふた、囲い）を取り付けましょう。また、清掃を行うとき、異物を取り除くときには必ず機械を停止させてから行いましょう。

機械に非常停止装置が付いているか確認しましょう。



転倒災害を防止するため、床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水ぬれ等を取り除きましょう。

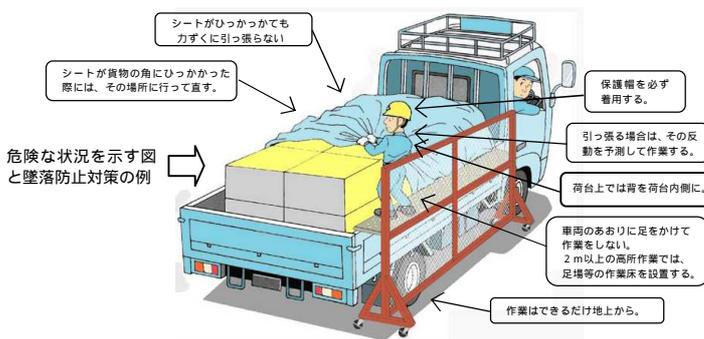
労働者に対する教育の内容は、次のようなものがあります。

- 機械の各部の構造及び機能
- 機械の正しい取扱方法及びトラブル時の対応
- 関連機器及び連動する機器の取扱方法
- 作業規程
- 作業開始前点検及び定期点検
- 災害事例
- 関係法令

陸上貨物運送業における労働災害防止対策

陸上貨物運送業においては、墜落・転落災害、転倒、動作の反動・無理な動作による災害が多く発生しています。

荷の取扱い作業における労働災害防止対策を行いましょう。



「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全管理を行いましょう。

腰痛予防対策に係る教育を行いましょう。（陸上貨物運送業・第3次産業共通）

腰痛は物を持ち上げる動作を行うときに多く発生しています。

腰部に負担が掛からないよう動作姿勢には十分注意してください。

- 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
- 床上 50 cm 以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
- 荷物の重量がおおよそ 55 kg を超える荷は 2 人以上又は台車により取り扱うこと。

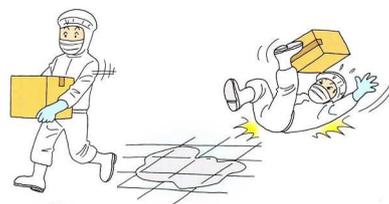


商業・社会福祉施設等第3次産業における労働災害防止対策

商業・社会福祉施設などにおいては、転倒災害が多く発生しています。また、腰痛も多く発生している特徴があります。

床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水濡れ、ごみがない状態にしましょう。

段差のある場所には、注意喚起の表示をしましょう。



4S活動（整理・整頓、清掃、清潔）を推進し、転倒災害防止対策を講じましょう。

安全衛生管理体制（衛生管理者、衛生推進者、衛生委員会等）を構築しましょう。